大総務第5号 令和7年5月16日

大阪市外郭団体評価委員会 委員長 小林 あや 様

大阪市総務局長 吉村 公秀 (担当:行政部総務課法人グループ)

報告書

令和7年5月12日付けで大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱(以下「要綱」という。)第13条第6項の規定に基づき大阪港湾局長から阪神国際港湾株式会社の中期計画の内容の報告がありましたので、同条第8項の規定に基づき報告します。

なお、要綱第13条第7項の規定に基づく、大阪市総務局長の意見はありません。

(添付資料)

- ・中期計画の概要
- 中期計画

【中期計画の概要】

団体名 阪神国際港湾(株) 所管所属名 大阪港湾局

1. 当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

阪神港(大阪港及び神戸港)のうちの大阪港において、外貿コンテナの貨物取扱量を増大させること、また、フェリー航路数を維持すること

| | 中期目標 | | | 中期 | 計画 | | | |
|--|--|---|---|--|----------------------------|------------------|---------------|--|
| 2. 期間 | | | | | | | | |
| 令和7年4月 | 月1日から令和12年3月31日 | 2025年度~2029年度(令和7年4月1日から令和12年3月31日) | | | | | | |
| 3. 外郭団 |]体の事業経営の具体的な内容 | | | | | | | |
| | の推進等による外貿コンテナの貨物取扱量の増大 | 【ポートセール | | | | | 5 L 5 L + 88 | |
| | ・ルスの実施】 等と共に阪神港(大阪港)の集貨事業を推進すること | ・阪神港の集貨事業などの取り組みを船社や荷主等に向け紹介する説明会やセミナーを開催 ・外航船社へ航路誘致等のためトップセールスを行う | | | | | | |
| | | * 夕下対几 対 ロイエ イン 対) | 『始誘玖寺のだ | めトツノセールノ | 、を 17フ | | | |
| 【大阪港の抗 | 施設高度化】 | 【大阪港の施設高度化】 ・外貿コンテナ埠頭の機能を維持・強化するため、C12-5、6において高規格のガントリーク | | | | | | |
| | ナ埠頭の機能を維持・強化するため、港湾施設の更新整備を行うこと | レーン2基の新 整備を行う | 規整備及びC10 |)-1, 2, C1-1 | において既存の |)ガントリークレ- | | |
| | 炭素化に資する取り組みとして、ターミナル照明のLED化・LNGバンカリング事業 | (1) ターミナノ | ₹化に資する取り レ照明(C2, 4, | 8, 9)及びガン | トリークレーン(st | | 荃備 | |
| 等のカーボ | ンニュートラルポート形成支援を行うこと | (3) ターミナノ | レ建築施設のZE レ建築施設のZE | B認証取得に向 |]けた改修設計 | | | |
| | | * | く改修工事の実 に向けた調査。 | | | とものでを 中心でき | ᄩᄱ | |
| | | 年度までに認記 | に向けた調査・ 証取得完了を目 設については、 | 標とする。 | | | | |
| | | 了を目標とする | | - 15° 15'0' - 51 | | 1. 1. 1. 1. X. C | HOURTAN NJ 76 | |
| ・大阪港で多 | 亢路数の維持 発着するフェリー航路の認知度向上と利便性のアピールによりフェリー利用の促 | ○フェリー航路数の維持 ・大阪市が実施するフェリー振興策である市民を対象とした大阪湾クルーズやフェリーセミ | | | | | | |
| 進を図るため | め、本市が実施するフェリー振興策に協力すること | ナー(船内見学)への協力を行う(年2回) ・大阪市と共同でフェリー振興のためのPR事業を実施する(年2回) | | | | | | |
| 4-1. 🕸 | | 4-2. 中期 | 計画におけるタ | ト郭団体の各事 | 業年度の 対象 | 事業活動 につ | | |
| 【指標の例】 | | 指標Ⅰ 集貨事業施策への新規申請件数 | | | | | | |
| | | 評価対象期間 | 平価対象期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日 | | | | | |
| | | | R7 | R8 R9 R10 R11 | | | | |
| ○集貨事業の推進等による外貿コンテナの貨物取扱量の増大 ・ポートセールスの実施 指標:集貨事業施策への新規申請件数 | | 目標値 | 8件 | 8件 | 8件 | 8件 | 8件 | |
| | | +6+== == | ガントリークレーンの新設・更新の整備事業進捗度 | | | | | |
| | 施設高度化 | ———————————————————————————————————— | 「本学」 ※本指標については、3月末工期の案件もあり暦年では評価が困難なことから、事業年度単位で評価する。 | | | | | |
| | リークレーンのリプレイスの整備進捗度 ナルのカーボンニュートラルポート推進事業進捗度 | 評価対象期間 | 期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日 | | | | | |
| | 亢路数の維持 88***の維持 | | R7 ガントリークレーン2基の製作工事(C12—5, 6) ガントリークレーン1基の設置工事(C12—5) | | | | | |
| | 路数の維持 が実施するフェリー振興策に対する協力回数 | | R8 | | −ン1基の設置コ −ン1基の製作コ | | | |
| | | 目標値 | R9 | ガントリークレーン1基の設置工事(C12—6) ガントリークレーン2基の製作工事(C10—1、2) | | | | |
| | | | R10 | ガントリークレーン3基の製作工事(C10—1, 2、C1—1) | | | | |
| | | | R11 | ガントリークレーン3基の設置工事(C10—1, 2、C1—1) | | | | |
| 【参考】行 | 政目的又は施策によって実現しようとする状態を示す指標及び目標(※大阪市) | 指標Ⅲ | ※本指標については | | ラルポート推進系 もあり暦年では評価か | | 美年度単位で評価す | |
| | | | ※本指標については、3月末工期の案件もあり暦年では評価が困難なことから、事業年度単位で評価する。 | | | | | |
| ∤ □ / □ | 【集貨事業の推進等による外貿コンテナの貨物取扱量の増大】 | 計画刈家期间 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日 ターミナル照明のLED化整備工事着工(C2、C4、C8、C9)及びガントリーク | | | 及びがシトリーク | | |
| | 指標:集貨実績 | | R7 | レーンのLED化整備 | | | | |
| | | | R8 | ターミナル照明のLED化整備を完了(C2、C4、C8、C9)及びガントリークレーンのLED化整備を完了(全体) | | | | |
| | | 目標値 | | ターミナル建築施設 ターミナル建築施設 | kのZEB認証取得に「 kのZEB認証取得に「 | 句け、可能性検討調 | 査を実施(C9以外) | |
| | | | | (※ZEB化に向けた取組については、R7年度のC9についての可能性検討調査の結果により判断) の結果により判断) ターミナル建築施設のZEB認証取得に向けた改修工事の実施と認証取得(C9) | | | | |
| 目標値 | 令和11年度末において累計10万TEU(年2万TEU)の集貨増をめざす | | R9 | (※R7年度のC9についての可能性検討調査の結果により判断) ターミナル建築施設のZEB認証取得に向け、改修設計を実施(C9以外) (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) | | | | |
| | | | R10 | (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) ターミナル建築施設のZEB認証取得に向けた改修工事の実施(C9以外) (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) | | | | |
| | | | R11 | (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) ターミナル建築施設のZEB認証取得(C9以外) (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) | | | | |
| | | | .,,, | (※R/年度のC9及 | UK8年度のC9以外 | の可能性検討調査の | 和未により判断) | |

【中期計画の概要】

| | 丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁 | | 所管所属 | 大阪港湾局 | | | | | |
|--------------|---|------------------------------|--------|----------------------|----------|-----|----|-----|-----|
| してエリー航路数の維持】 | | 指標IV | 大阪市が実施 | するフェリー振り | 興策に対する協; | 力回数 | | | |
| | ┃ ^{オロヤデュ} ┃ 指煙·フェリー航路数 | | 評価対象期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日 | | | | | |
| | | | | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| | 目標値 | 現状の4航路(志布志、別府、新門司、東予)を維持すること | | 目標値 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 |

| | 5. 「事業経営評価等に関する指針」において中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標 | | | | | | | |
|---|--|--------|-------|-------|-------|-----|--|--|
| | 指標I | 自己資本比率 | | | | | (指標 I の説明) 港湾運営会社のメリットである無利子貸付金制度を活用しながら積極的な経営を行う一方 | |
| I | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | で、収入の維持拡大、コストの削減、資金繰り等を計画的に行うことで安定的な会社経営を | |
| | 目標値 | 10%以上 | 10%以上 | 10%以上 | 10%以上 | | 目指すこととし、今後も国際競争力強化のために積極的な投資を行っていく中で、投資と利益のバランスを考え、一定の財務規律を維持していくため、各年度において自己資本比率10%以上を確保する。 | |

6. 所管所属の見解

【事業運営の指標】

外貿コンテナの貨物取扱量が増大している状態をめざすために、阪神港の集貨事業などの取組について説明会やセミナーを通じたトップセールスを行うこととしており、その成果として 集貨事業施策への新規申請件数を指標としている。

また、大阪港の施設を高度化し、利用者に大阪港の選択を促すための施策として、ガントリークレーンを新設(2基)、更新(3基)するとともに、脱炭素化への取組として、ターミナルの カーボンニュートラルポート推進事業を行うこととしている。

また、フェリー航路数が維持されている状態とするために、本市が実施するフェリー振興策への年2回の協力や、フェリー振興のためのPR事業を年2回実施することとしている。 団体が掲げるこれら目標については、その達成により、外貿コンテナの貨物取扱量の増大やフェリー航路数の維持に繋げるための取組であることから、団体の目標は妥当なものと考えている。

【財務運営の指標】

自己資本比率は、負債及び純資産(自己資本)の合計額(総資本)に占める自己資本の割合を指し、会社の財務安定性を図る指標となるものである。港湾運営会社である同団体は、戦 略港湾施策等の取組として、積極的な設備投資を行っており、安定した収益性を確保しながら持続可能な経営を継続するために、資本のバランスを適切に維持する必要がある。 同団体における直近過去5年間の自己資本率の実績は平均16.46%であるが、今後5年間、ガントリークレーンの整備や脱炭素化への取組として、多額の投資を行う予定(270億円程 度)である。このような投資は、国の無利子貸付制度を活用しながら進めていくことになるが、その結果、他人資本が増加し、自己資本比率は低下していく傾向となる。

一方で、同団体が掲げる自己資本比率10%以上という目標は、阪神港の港湾運営会社として国の無利子貸付制度を利用して資金調達が可能であること、内部留保による自己資本比率の上昇は、港湾運営を行う団体の目的に馴染まないことなどを考慮すれば、最低限である10%が達成されれば、これまでと同様に団体の事業遂行が可能となるため、妥当なものと考えている。なお、同団体と同じ港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社においても、財務運営の目標は10%とされている。

阪神国際港湾株式会社 中期計画 (2025 年度~2029 年度)

1 これまでの取組み

国際コンテナ戦略港湾施策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸港・大阪港両埠頭会社を経営統合し、当社が設立された。阪神港を一元的に運営することで、トータルコストの削減などの効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいる。また、国及び港湾管理者との協働体制のもと、「集貨」「創貨」「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取組みを進めている。

これまでの取組みによる阪神港の港勢、集貨施策の状況は、次のとおりである。

- インセンティブを活用した新規航路誘致等に努め、東南アジア向け新規航路が開設された。(2020年では「CHX」、2021年では「IA88」を含む3航路、2022年では「NPX」「CTX2/VTX5」では2航路、2023年では「IA5」、2024年では「KTX4」が寄港開始)
- ・地方港からの集貨をより一層強化すべく、西日本及び日本海側計 17 港と「日本諸港利用 促進事業」を開始
- ・物流事業者向けに、冷蔵・冷凍混載貨物の支援制度を創設し食の輸出を推進 また、その他の主要事業の状況は、次のとおりである。
 - ・船舶の大型化に対応するため、利用者ニーズを汲んだ高規格ガントリークレーンを順次整 備
 - ・フェリー大型化に対応した施設整備、フェリー活性化に向けた利用促進策を実施
 - ・神戸港ポートアイランド地区にコンテナフレートステーション(CFS)を整備、また C12 延伸部を整備
 - ・カンボジア王国シハヌークビル港湾公社との対面研修や阪神港視察などの技術交流・関係 強化

さらに、経営状況、組織運営の状況は、次のとおりである。

- ・設立後 10 年連続して単年度黒字を確保している一方で、ターミナルの高規格化や老朽化 施設の更新などによる減価償却費は今後漸増
- ・柔軟な社員採用、執行役員制度導入などにより組織体制を強化
- ・社内 DX の推進による事務の効率化

2 経営理念

阪神港の国際海上物流の機能強化を通じて競争力を高め、西日本経済の発展と市民生活の 向上に貢献する。

3 経営方針

- ・社会経済活動を支える社会インフラを整備・管理・運営する主体としての公共的役割を果たす
- ・港の多様な利用者の目線に立ち、高水準なサービスの展開や新しい技術を導入
- ・新規事業・サービス等へのたゆまぬチャレンジにより、港湾運営会社として西日本のリー ディングカンパニーであり続ける
- ・国・港湾管理者・地元港と阪神港の相互連携、地域の関連企業・関係者との密接なつなが りを形成
- ・歴史ある港湾のサステナブルな発展に貢献

4 基本戦略

- ① 集貨及び創貨施策の更なる強化
 - ・荷主企業のグローバルなサプライチェーンを支える外航航路ネットワークを強化
 - ⇒荷主企業のグローバルなサプライチェーンを支える外航コンテナ航路ネットワークの 拡大、ターゲットを絞った航路・貨物誘致
 - ⇒中南米・アフリカ航路を含む国際基幹航路や東南アジア航路など、多方面・多頻度の 直航サービスおよび付随するシャトルサービスの獲得を狙った航路・貨物誘致
 - ⇒東南アジア等からのトランシップ貨物獲得に向けた航路誘致
 - ⇒国・港湾管理者等と一体となったポートセールス
 - ・内航フィーダーネットワークを「欠くことのできない重要なインフラ」として位置づけ、 西日本諸港の港湾間ネットワークを強化
 - ⇒現状、近隣海外諸港を経由している貨物について、阪神港経由となるよう、大宗荷主 の動向を的確に捉えた貨物・航路誘致
 - ⇒物流効率化に資する日本海側港湾と阪神港を接続する新たな輸送モードの開拓
 - ⇒「物流業界の2024年問題」に対応する荷主のモーダルシフトの取組みの支援
 - ⇒西日本・日本海側などの地元港と連携した事業の拡大、連携港の拡大
 - ・ロジスティクス機能強化や農産品の輸出促進などによる新たな貨物の創出
 - ⇒新しい保税制度の導入を視野に、貨物の創出に資する流通加工や再混載等にも対応した複合ターミナルの形成や、コンテナターミナル周辺用地の港湾機能高度化に向けた構想(計画検討)への参画
 - ⇒政府の農産品輸出目標を踏まえ、商品特性に応じた輸送モードの選択肢を広げ、輸出 貨物につながる事業を推進
- ② 生産性・資本効率を伸ばすターミナル整備・運用
 - ・岸壁延長 1,000m 以上の複数バースを一体的に運用する「大規模高規格コンテナターミナ

- ル」の形成
- ⇒ターミナルの一体利用に向けた、効率化を追求した施設整備
- ⇒国際基幹航路、外航・内航フィーダー航路間の円滑な積替え機能の導入
- ⇒メガキャリアの動向を的確に捉えた、大型化に対応できる計画的な施設整備・更新
- ⇒将来の港湾労働人口減少や高齢化を見据えた、働きやすい環境づくりに資する DX や AI 技術の導入
- ⇒CONPAS など進化したテクノロジーの導入
- ⇒港湾物流情報プラットフォーム(サイバーポート)への参画
- ・計画的な維持補修・更新を通したフェリー・ライナー施設の機能強化
 - ⇒大型化が進むフェリーに対応できる施設整備
 - ⇒利用状況を踏まえたライナー埠頭施設の計画的維持
- ・災害をはじめとしたあらゆるリスクに強いターミナル運営
 - ⇒発災時にもサプライチェーンを維持するため、国と連携した荷さばき地全体の耐震化 や高潮対策の促進
 - ⇒BCP の継続的な見直しや各種訓練への参加、サイバーセキュリティ対策に関するターミナルオペレーターとの情報共有体制の構築
- ③ 外部環境の変化に対応できる経営基盤の強化
 - ・効率的かつ柔軟に対応できる人材・環境の醸成
 - ⇒人材育成方針の策定・実践による、将来の会社を担う人材育成
 - ⇒風通しの良い職場環境づくり
 - ⇒コンプライアンスの徹底
 - ⇒業務の効率化に資する社内 DX の促進
 - ⇒業務改善や阪神港の発展につながる社内事業提案募集制度の導入
 - ⇒港湾運営の多角化に向けた調査・検討
 - ・海外港湾との交流による経験・技術のさらなる向上
 - ⇒人的、技術的交流などを通じたシハヌークビル港の運営への更なる協力や、社員の技 術レベルの向上を目指した先進港湾との交流
 - ⇒世界の主要港が加盟するグリーン・デジタル海運回廊プロジェクトへの協力
 - ・安定的な財務体質の確保
 - ⇒投資の優先順位の明確化、計画的修繕、環境負荷低減資材・技術の導入
 - ⇒イベントリスクに対応できる内部留保の確保、時代の要請に応じた投資の促進や株主 還元策等の検討
- ④ 脱炭素社会実現に向けた CNP 形成支援
 - ・新技術(GX, DX)の導入やターミナルの脱炭素化
 - ⇒港湾荷役機器の脱炭素化の促進、ユーザーが行う脱炭素化の取組み支援

- ⇒持続可能な新技術導入(GX, DX)
- ⇒港湾施設の省エネルギー化、グリーンエネルギー導入(LNG バンカリング事業の促進、 ターミナル照明の LED 化 等)
- ・環境などのサステナビリティ課題への対応
 - ⇒サステナビリティ(ガバナンス、社会、環境に関する事項を含む中長期的な持続可能性のこと)に関する課題の識別・評価・管理、ステークホルダーへの情報開示

5 中期計画

(1) 計画達成に向けた具体的な事業活動

大阪港湾局が定めた中期目標では、当社の事業経営を通じて達成しようとする大阪市の行政目的又は施策の具体的な内容として、阪神港(大阪港及び神戸港)のうちの大阪港において、外貿コンテナの貨物取扱量を増大させること、また、フェリー航路数を維持することとしている。

そのために当社が行うべき事業経営の具体的な内容として次のとおり提示されている。

○集貨事業の推進等による外貿コンテナの貨物取扱量の増大

【ポートセールスの実施】

国や大阪市等と共に阪神港(大阪港)の集貨事業を推進すること

【大阪港の施設高度化】

- ・外貿コンテナ埠頭の機能を維持・強化するため、港湾施設の更新整備を行うこと
- ・港湾の脱炭素化に資する取り組みとして、ターミナル照明の LED 化・LNG バンカリング 事業等のカーボンニュートラルポート形成支援を行うこと
- ○フェリー航路数の維持

大阪港で発着するフェリー航路の認知度向上と利便性のアピールによりフェリー利用の 促進を図るため、大阪市が実施するフェリー振興策に協力すること。

また、成果への貢献度を示す指標の例として、次のとおり示されている。

- ○集貨事業の推進等による外貿コンテナの貨物取扱量の増大
 - ポートセールスの実施

指標:集貨事業施策への新規申請件数

・大阪港の施設高度化

指標:ガントリークレーンのリプレイスの整備進捗度 ターミナルのカーボンニュートラルポート推進事業進捗度

- ○フェリー航路数の維持
 - ・フェリー航路数の維持

指標:大阪市が実施するフェリー振興策に対する協力回数 これらを受け当社は、大阪市が求める目標の達成を目指し次のとおり事業活動を行う。

(2) 大阪市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業活動

(ア) ポートセールスの実施

国や本市等と共に阪神港(大阪港)の集貨事業を推進すること

指標 I:集貨事業施策への新規申請件数

| 事業施策への新規甲請件数 |
|--------------------------------------|
| 令和7年度 |
| 8件 |
| ・集貨事業説明会やセミナーの開催 |
| 阪神港の集貨事業などの取り組みを船社や荷主等に向け紹介する説明会やセミナ |
| 一を開催 |
| ・外航船社へ航路誘致等のためトップセールスを行う |
| 令和8年度 |
| 8件 |
| ・集貨事業説明会やセミナーの開催 |
| 阪神港の集貨事業などの取り組みを船社や荷主等に向け紹介する説明会やセミナ |
| 一を開催 |
| ・外航船社へ航路誘致等のためトップセールスを行う |
| 令和9年度 |
| 8件 |
| ・集貨事業説明会やセミナーの開催 |
| 阪神港の集貨事業などの取り組みを船社や荷主等に向け紹介する説明会やセミナ |
| 一を開催 |
| ・外航船社へ航路誘致等のためトップセールスを行う |
| 令和 10 年度 |
| 8件 |
| ・集貨事業説明会やセミナーの開催 |
| 阪神港の集貨事業などの取り組みを船社や荷主等に向け紹介する説明会やセミナ |
| 一を開催 |
| ・外航船社へ航路誘致等のためトップセールスを行う |
| 令和 11 年度 |
| 8件 |
| |

| 行動計画 | ・集貨事業説明会やセミナーの開催 |
|------|--------------------------------------|
| | 阪神港の集貨事業などの取り組みを船社や荷主等に向け紹介する説明会やセミナ |
| | 一を開催 |
| | ・外航船社へ航路誘致等のためトップセールスを行う |

(イ) 大阪港の施設高度化

外貿コンテナ埠頭の機能を維持・強化するため、港湾施設の更新整備を行うこと 港湾の脱炭素化に資する取り組みとして、ターミナル照明のLED化・LNGバンカリン グ事業等のカーボンニュートラルポート形成支援を行うこと

指標Ⅱ:ガントリークレーンの新設・更新の整備事業進捗度

| 17 プレーンの初成 支制の正備事業定沙皮 | | | |
|----------------------------------|--|--|--|
| 令和7年度 | | | |
| ・ガントリークレーン2基の新設(C12—5、6) | | | |
| ・ガントリークレーン2基の製作工事(C12-5、6) | | | |
| 令和8年度 | | | |
| ・ガントリークレーン2基の新設(C12—5、6) | | | |
| ・ガントリークレーン 1 基の設置工事(C12—5) | | | |
| ・ガントリークレーン 1 基の製作工事(C12—6) | | | |
| 令和9年度 | | | |
| ・ガントリークレーン1基の新設(C12—6) | | | |
| ・ガントリークレーン2基の更新(C10—1、2) | | | |
| ・ガントリークレーン 1 基の設置工事(C12—6) | | | |
| ・ガントリークレーン2基の製作工事(C10—1、2) | | | |
| 令和 10 年度 | | | |
| ・ガントリークレーン3基の更新(C10—1, 2、C1—1) | | | |
| ・ガントリークレーン3基の製作工事(C10—1, 2、C1—1) | | | |
| 令和 11 年度 | | | |
| ・ガントリークレーン3基の更新(C10—1, 2、C1—1) | | | |
| ・ガントリークレーン3基の設置工事(C10—1, 2、C1—1) | | | |
| | | | |

指標Ⅲ:ターミナルのカーボンニュートラルポート推進事業進捗度

| | 令和7年度 |
|------|--|
| 目標 | ・ターミナル照明(C2、C4、C8、C9)及びガントリークレーン(全体)のL |
| | ED化整備工事着工 |
| | ・ターミナル建築施設のZEB認証取得に向け、可能性検討調査を実施(C9) |
| 行動計画 | ・ターミナル照明のLED化整備工事着工(C2、C4、C8、C9)及び、ガント |
| | リークレーンのLED化整備工事着工(全体) |
| | ・ZEB化の可能性検討調査を実施(C9) |
| | 令和8年度 |
| 目標 | ・ターミナル照明(C2、C4、C8、C9)及びガントリークレーン(全体)のL |
| | ED化整備完了 |
| | ・ターミナル建築施設のZEB認証取得に向け、改修設計を実施(C9) |
| | (※R7年度のC9についての可能性検討調査の結果により判断) |
| | ・ターミナル建築施設のZEB認証取得に向け、可能性検討調査を実施(C9以外) |
| | (※R7年度のC9についての可能性検討調査の結果により判断) |
| 行動計画 | ・ターミナル照明のLED化整備を完了(C2、C4、C8、C9)及び、ガントリ |
| | ークレーンのLED化整備を完了(全体) |
| | ・ZEB化に向けた改修設計を実施(C9) |
| | (※R7年度のC9についての可能性検討調査の結果により判断) |
| | ・ZEB化に向けた可能性検討調査の実施(C9以外) |
| | (※R7年度のC9についての可能性検討調査の結果により判断) |
| | 令和9年度 |
| 目標 | ・ターミナル建築施設のZEB認証取得(C9) |
| | (※R7年度のC9についての可能性検討調査の結果により判断) |
| | ・ターミナル建築施設のZEB認証取得に向け、改修設計を実施(C9以外) |
| | (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) |
| 行動計画 | ・ZEB化に向けた改修工事の実施と認証取得(C9) |
| | (※R7年度のC9についての可能性検討調査の結果により判断) |
| | ・ZEB化に向けた改修設計の実施(C9以外) |
| | (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) |
| | 令和 10 年度 |
| 目標 | ・ターミナル建築施設のZEB認証取得に向け、改修事業を実施(C9以外) |
| | (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) |
| 行動計画 | ・ZEB化に向けた改修工事の実施 (С9以外) |
| | (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) |
| - | • |

| | 令和 11 年度 |
|------|---------------------------------------|
| 目標 | ・ターミナル建築施設のZEB認証取得(C9以外) |
| | (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) |
| 行動計画 | ・ZEB認証取得(C9以外) |
| | (※R7年度のC9及びR8年度のC9以外の可能性検討調査の結果により判断) |

(ウ)フェリー航路数の維持

大阪港で発着するフェリー航路の認知度の向上と利便性のアピールによりフェリー利用の促進を図るため、大阪市が実施するフェリー振興策に対し協力すること

指標Ⅳ:大阪市が実施するフェリー振興策に対する協力回数

| | ・ |
|------|---|
| | |
| 目標 | 4 🛮 |
| 行動計画 | ●大阪市が実施するフェリー振興策に対する協力(2回) |
| | 大阪市が実施するフェリー振興である市民を対象とした大阪湾クルーズやフェリー |
| | セミナー(船内見学)への協力を行う。 |
| | ●フェリー振興のためのPR実施(2回) |
| | ・大阪市・神戸市・堺泉北埠頭(株)・当社の4社共同でフェリー振興のためのPRを |
| | 実施する。 |
| | ・大阪市と共同でフェリー振興のためのPR活動を実施する。 |
| | 令和8年度 |
| 目標 | 4 🛛 |
| 行動計画 | ●大阪市が実施するフェリー振興策に対する協力(2回) |
| | 大阪市が実施するフェリー振興である市民を対象とした大阪湾クルーズやフェリー |
| | セミナー(船内見学)への協力を行う。 |
| | ●フェリー振興のためのPR実施(2回) |
| | ・大阪市・神戸市・堺泉北埠頭(株)・当社の4社共同でフェリー振興のためのPRを |
| | 実施する。 |
| | ・大阪市と共同でフェリー振興のためのPR活動を実施する。 |
| | 令和9年度 |
| 目標 | 4 🛛 |
| 行動計画 | ●大阪市が実施するフェリー振興策に対する協力(2回) |
| | 大阪市が実施するフェリー振興である市民を対象とした大阪湾クルーズやフェリー |
| | セミナー(船内見学)への協力を行う。 |
| | ●フェリー振興のためのPR実施(2回) |
| | ・大阪市・神戸市・堺泉北埠頭(株)・当社の4社共同でフェリー振興のためのPRを |

| | 実施する。 | | | | |
|------|---|--|--|--|--|
| | ・大阪市と共同でフェリー振興のためのPR活動を実施する。 | | | | |
| | 令和 10 年度 | | | | |
| 目標 | 4 🗇 | | | | |
| 行動計画 | ●大阪市が実施するフェリー振興策に対する協力 (2回) | | | | |
| | 大阪市が実施するフェリー振興である市民を対象とした大阪湾クルーズやフェリー | | | | |
| | セミナー(船内見学)への協力を行う。 | | | | |
| | ●フェリー振興のためのPR実施(2回) | | | | |
| | ・大阪市・神戸市・堺泉北埠頭(株)・当社の4社共同でフェリー振興のためのPRを | | | | |
| | 実施する。 | | | | |
| | ・大阪市と共同でフェリー振興のためのPR活動を実施する。 | | | | |
| | 令和 11 年度 | | | | |
| 目標 | 4 🛽 | | | | |
| 行動計画 | ●大阪市が実施するフェリー振興策に対する協力(2回) | | | | |
| | 大阪市が実施するフェリー振興である市民を対象とした大阪湾クルーズやフェリー | | | | |
| | セミナー(船内見学)への協力を行う。 | | | | |
| | ●フェリー振興のためのPR実施(2回) | | | | |
| | ・大阪市・神戸市・堺泉北埠頭(株)・当社の4社共同でフェリー振興のためのPRを | | | | |
| | 実施する。 | | | | |
| | ・大阪市と共同でフェリー振興のためのPR活動を実施する。 | | | | |

(3) 財務運営の実績

港湾運営会社のメリットである無利子貸付金制度を活用しながら積極的な経営を行う一方で、収入の維持拡大、コストの削減、資金繰り等を計画的に行うことで安定的な会社経営を目指すこととし、今後も国際競争力強化のために積極的な投資を行っていく中で、投資と利益のバランスを考え、一定の財務規律を維持していくため、各年度において自己資本比率10%以上を確保する。

※ 自己資本比率:負債及び純資産(自己資本)の合計額(総資本)に占める自己資本の割合を指し、会社の財務安定性を図る指標。自己資本比率が高いほど、借入金の返済負担が低く、経営的な打撃を受けたときのレジリエンス(自己回復力)も強いことを示す。

【直近過去5年間の実績】

R1:15.04%、R2:16.00%、R3:18.08%、R4:16.68%、R5:16.49%、平均:16.46%